

各 位

会社名 株式会社 成学社
代表者 代表取締役社長 太田明弘
(JASDAQ・コード2179)
問合せ先 取締役経営企画部長 藤田正人
電 話 06-6373-1595

「内部統制システムの基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を一部改訂することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、改訂後の内容は次のとおりであります。

記

内部統制システムの基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「経営ポリシー」並びに「教職員心得」において、経営の合理化並びに法令遵守について意識づけを行う。
- (2) 各部門の使用人は職務分掌による牽制を行い、法令及び定款並びに諸規程に適合した職務執行を行う。
- (3) 「社員倫理規程」において、適正な財務報告を義務づけるとともに、不正行為が発生した場合は適切に報告するよう定める。
- (4) 不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化を図るため、「内部通報規程」を制定し、当社外に相談窓口を設けるとともに、事案が生じた場合は、調査チームを設置し事実関係を調査する。
- (5) 社長直属の組織として内部監査室を設置し、会計監査及び業務監査を行う。内部監査室は、業務執行について、法令及び定款並びに諸規程等に基づき適切な業務が行われているか監査を行う。
- (6) 取締役は、重大な法令違反等に関連する事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告するとともに、取締役会に遅滞なく報告する。また、社外取締役を選任し、経営全般にわたる管理監督の強化を図る。
- (7) 代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を定期的開催し、全社的な危機管理体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る各種書類については、法令等に従い適切に保存及び管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「財務報告の基本方針」を定め、各部門は適切な財務報告に努める。
- (2) 内部監査室は、内部監査の結果を取締役に報告する。
- (3) 内部監査室の監査により、法令及び定款並びに諸規程等の違反その他の事由により損失の危険のある業務の執行が発見された場合は、直ちに被監査部門の長に対してその対策を命じるとともに改善内容を内部統制委員会に報告する。
- (4) 内部統制委員会は内部監査室から内部統制システムに関する整備、運用状況に関して監査の結果報告を受け、リスクの回避・低減のための改善等を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行う。
- (2) 執行役員制度を導入し、取締役の職務の効率性を図る。
- (3) 法令等の判断が必要な場合においては、顧問弁護士等と協議し、適宜適切なアドバイスを受け、会社経営における効率性と適法性を図る。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 各子会社を管轄する取締役を取締役会で選任するとともに、関係会社管理規程を制定し、その業務の適正性を確認する。
- (2) 内部監査室は、子会社についても同様に職務執行状況について適宜監査を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役から独立した使用人を配置する。

7. 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助する使用人が、当該業務を行う場合は、監査役の指揮命令に従い、取締役からの指揮命令は受けないものとする。
- (2) 監査役の職務を補助する使用人に関する人事考課及び人事異動については、監査役の同意を得ることとする。

8. 監査役の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

当該使用人は、監査役の補助業務に優先して従事することとし、当該使用人の上長及び取締役は、当該業務の遂行に必要な支援を行う。

9. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制

- (1) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席する。
- (2) 監査役は、稟議その他業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人等に説明を求める。
- (3) 内部通報制度の通報状況について速やかに監査役に報告を行う。

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人等が監査役に報告したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。

11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行において生ずる費用等は、所定の手続きにより、会社が負担する。

12. その他監査役職務の執行が実行的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、経営方針の確認や、監査上の重要課題について情報を共有する。
- (2) 常勤監査役は会計監査人と随時に意見交換を行い、必要に応じて内部監査室と協力して監査を実施することで社内情報を把握する。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況について

- (1) 「反社会的勢力対応マニュアル」において、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく断固として排除し、毅然とした態度で臨むことを定める。
- (2) 事案の発生時には、経営企画部は関連部署と連携し、弁護士、警察等から適宜、指導・アドバイスを受け、迅速かつ適切に対応する。

以上